

社会資本整備重点計画について

背景

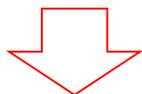
- 社会資本整備重点計画法において、**社会資本整備事業に水道事業が規定される**ことになる
⇒ 社会資本整備事業の実施に関して、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、適切な役割分担の下に国の責務が十分果たされる**社会資本整備重点計画が策定される**ことになる

期待

- ✓ 各水道事業者が共通して目指すべき水準を国民(水道利用者)、各自治体(首長部局)、水道事業者で共有できる
- ✓ 水道事業の重要性が再認識される契機になる

課題

- ✓ 老朽施設の更新
- ✓ 地震など頻発・激甚化する災害への対応
- ✓ 人材確保など



要望

社会資本整備重点計画法における社会資本整備重点計画の作成に当たっては、

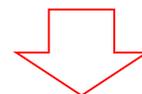
水道事業者の意見を踏まえた重点目標を設定した重点計画を策定すること〔要望事項(1)〕

期待

- ✓ 各水道事業者が、重点目標の達成に向けて、これまで以上に重要な社会インフラを担う意識を持った事業運営を行う
- ✓ 耐震化等の施設整備、適切な維持管理、施設の再構築が促進される
- ✓ 強靱な水道インフラが実現

課題

- ✓ 更なる加速化には国の財政支援が不可欠



要望

重点目標の達成に向けて、管路の耐震化等の事業を一層促進するため、

水道事業に対する従来からの個別補助に加え、

水道を社会資本総合交付金の対象とする等、国の財政措置を拡充すること〔要望事項(2)〕